

新型インフルエンザ対策本部会合

日 時：平成22年8月27日（金）
閣議終了後

場 所：官邸4階大会議室

議 題：1. 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る
世界的状況及び我が国の状況
2. 新型インフルエンザ（A/H1N1）に対す
る今後の取組
3. その他

I WHO事務局長「ポストパンデミック」声明(概要)

1. 新型インフルエンザの現在の状況について

○ フェーズ6から、ポストパンデミック(大流行後)の状態に移行してきている。

- ・専門家による緊急委員会が、世界の感染状況や現在流行中の国々の報告を勘案して行った勧告に基づき、事務局長が発表。
- ・現在、世界的には、パンデミック期にみられた特徴とは異なり、季節性の流行の特徴がみられる。
 - －季節外れの流行が見られない
 - －流行の規模が季節性と同程度
 - －多くの国では、複数のインフルエンザウイルスが混在
 - ※ 新型インフルエンザのパンデミックでは、季節外れに、大規模な流行がみられ、他のインフルエンザウイルスが流行しないという特徴があった。
- ・いくつかの地域では、人口の20～40%が感染し、一定の免疫を獲得したことが示された。多くの国で、ハイリスク群等に、高い割合でワクチン接種が実施された。

2. 今後の予測

○ H1N1ウイルスは季節性インフルエンザと同様な動向を示すようになり、今後数年間は世界で流行が続くと予想。

○ 様々な規模の地域限定的な流行が起こり、重大な感染を起こす可能性がある。

○ ポストパンデミック初期の状況は予測不可能。

- ・今後も若年層にも重症化がみられると思われる。
- ・パンデミック期に重症化しやすいとされたハイリスク者は、引き続き高いリスクにあると想定。
- ・パンデミック期には、通常の季節性の流行ではみられにくい重篤なウイルス性肺炎を発症した人がいるが、こうした傾向が続くかどうかは不明。

3. 今後の取るべき対応

○ 今後もさらなる警戒が必要。

○ WHOは、ポストパンデミック期においても引き続き、サーベイランス、ワクチン接種、医療提供の実施を勧告。

Ⅱ 現在の我が国の状況

- ① これまでに、約2,100万人の患者が受診したと推計され、また、約1,800万人がワクチン接種を受けたと推計されるなど、国民の一定数は新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する免疫を獲得していると考えられる。
- ② 今年は、4月以降現在までのところ、昨年のような季節外でのインフルエンザ様疾患の流行的発生は見られていない。また、少数ながら発生した患者から検知されたインフルエンザウイルスは、海外と同様、季節性インフルエンザ(A/H3N2、B)と新型インフルエンザ(A/H1N1)が混在している。
- ③ このため、我が国においても、パンデミック状況は去ったと考えられる。ただし、新型インフルエンザ(A/H1N1)のウイルスは引き続き存在しており、今年度(2010/2011シーズン)における流行的発生に対して警戒を要する状況である。

新型インフルエンザ推計受診患者数

	インフルエンザ様症状で医療機関を受診した推計患者数(万人)	人口(万人)(※)	年齢別階級人口に占める割合(%)
総計	2,077	12,755	16.3

年齢階級別	0～4歳	229	539	42.5
	5～9歳	520	572	90.9
	10～14歳	476	597	79.7
	15～19歳	280	609	46.0
	20～29歳	219	1,455	15.1
	30～39歳	155	1,838	8.4
	40～49歳	100	1,629	6.1
	50～59歳	47	1,713	2.7
	60～69歳	17	1,753	1.0
	70歳～	15	2,049	0.7

※2009年28週から2010年32週までの累計。

※年齢階級別人口は、総務省「人口推計(平成21年6月1日現在人口確定値)」による。

※推計受診患者数及び人口は1000桁を四捨五入するため、総計と年齢階級別の合計は一致しない。

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン被接種回数

《平成21年10月～平成22年6月分推計数(平成22年7月28日現在)》

(単位:回)

	1回目	2回目	合計
医療従事者	2,182,618	10,186	2,192,804
基礎疾患を有する者	6,843,434	452,018	7,295,452
妊婦	443,405	6,601	450,006
1歳～小学校3年生	2,928,825	2,236,759	5,165,584
1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	423,144	8,284	431,428
小学校4年生～6年生	363,516	259,570	623,086
中学生に相当する年齢の者	378,869	8,212	387,081
高校生に相当する年齢の者	357,661	1,040	358,701
65歳以上の者	2,700,960	3,499	2,704,459
1歳未満の者	29,598	5,139	34,737
上記以外の者	1,684,728	6,495	1,691,223
合計(注)	18,336,758	2,997,803	21,334,561

(注)合計には、輸入ワクチン(ノバルティス社製)1回目74件、2回目12件を含む。

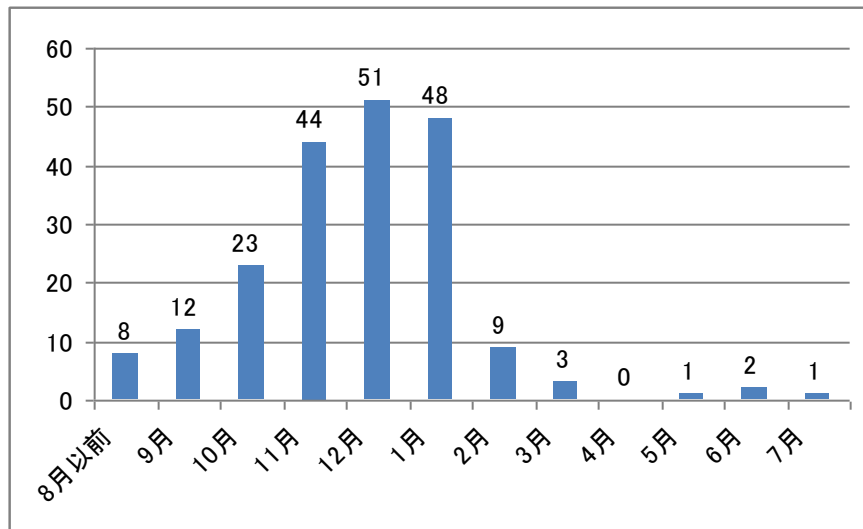
※各月の報告数をもとに、総務省「人口推計(平成20年10月1日現在)」の都道府県別人口(総人口)により推計。報告のあった都道府県においても、すべての受託医療機関からは報告を受けていない。

※1回接種回数の合計が、おおむね接種人員数に当たるものと推定される。

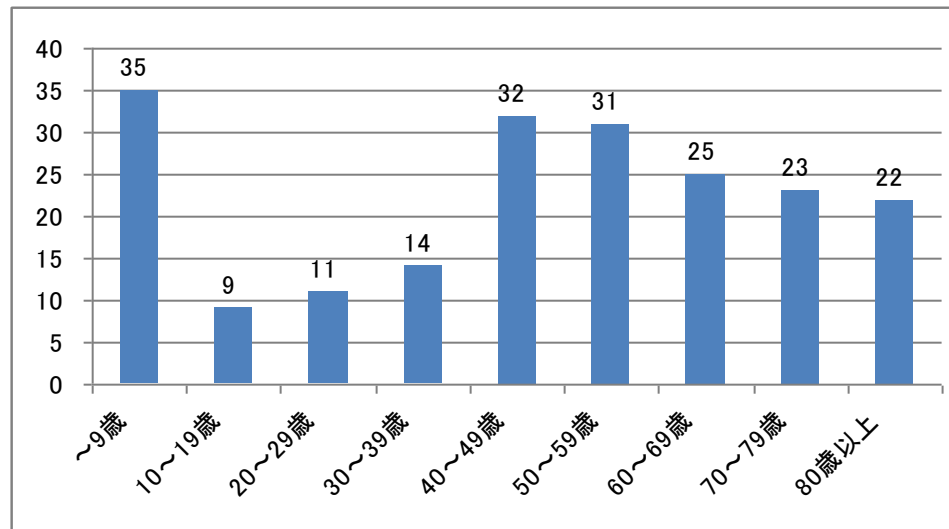
新型インフルエンザ(A/H1N1)による死亡者の推移等

(平成22年8月25日現在)

(1) 死亡者(202名)の月毎の推移



(2) 死亡者(202名)の年齢別内訳



新型インフルエンザによる死亡者は、流行の増減に比例して推移している。

なお、新型インフルエンザによる死亡者は202名で、季節性インフルエンザによる死亡者と比較して少ない。

(参考) 季節性インフルエンザの死亡者数(※)

H20.1.1-12.31(過去5年で最も少ない) 272人

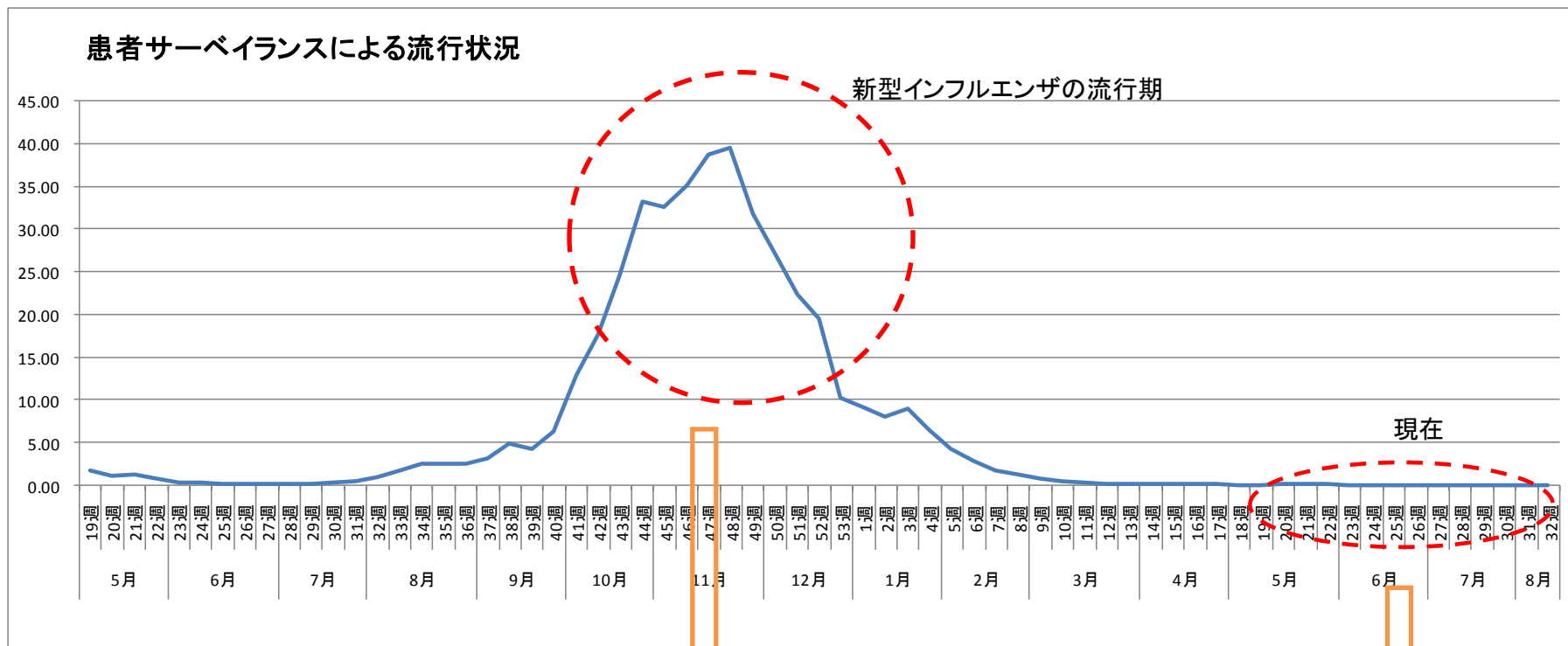
H17.1.1-12.31(過去5年で最も多い) 1,818人

※ 人口動態調査において、死因分類別にみた、インフルエンザによる死亡数。

新型インフルエンザによる死亡者数は、0~9歳において顕著に高く、40歳以降の中高年にも多い。

インフルエンザ患者のウイルス型状況(週別)

(平成22年8月25日現在)



流行期のウイルスの型別状況

現在のウイルスの型別状況

2009年

		10月			11月					12月		
		41週	42週	43週	44週	45週	46週	47週	48週	49週	50週	51週
新型	A(H1)pdm	995	1,026	1,399	1,655	1,430	1,553	1,572	1,399	1,421	1,282	1,021
季節性	A(H1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	A(H3)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

2010年

		6月				7月				8月			
		21週	22週	23週	24週	25週	26週	27週	28週	29週	30週	31週	32週
新型	A(H1)pdm	13	5	9	5	1	6	9	5	3	2	7	5
季節性	A(H1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	A(H3)	3	2	0	6	1	0	2	6	5	2	14	1
	B	8	4	4	0	2	2	0	2	3	2	0	1

季節性インフルエンザウイルスはほとんど検出されず

新型インフルエンザと季節性インフルエンザ(H3、B)のウイルスが混在

平成 22 年 8 月 27 日

新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ (A/H1N1) に対する今後の取組 (案)

政府においては、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んできたところである。

先般、8月10日、世界保健機関 (WHO) は、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) における現在の世界的な流行状況を「ポストパンデミック」とする旨を声明し、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。

国内の流行状況については、昨年8月中旬に本格的流行に入り、11月末に流行のピークを迎えた後、今年3月末には最初の流行（いわゆる「第一波」）が沈静化した。その後の再流行に備え状況を注視してきたが、現在までのところ、季節を外れての流行の兆しは見られない。この流行により、現在までに、国内で202人の方が亡くなられ、推計罹患者数は約2,077万人となっている。

このため、政府としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、政府全体として緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息しつつあるものと判断し、通常の感染症対策として対応する体制に切り替えることとする。

ただし、今後インフルエンザの流行シーズンを迎える中、国内での再流行の可能性は続いていること、現に一部の国において流行が見られること、一般的にインフルエンザウイルスは変異しやすいこと、世界保健機関（WHO）においても、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めるよう勧告していること等から、厚生労働省においては、国内外の情報収集、国民への情報提供・広報、ワクチン接種、医療提供など、対策に万全を期すこととする。

また、政府においては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、高病原性の鳥由来新型インフルエンザが発生した場合に備え、水際対策の体制整備、社会・経済機能維持のための条件整備、ワクチンの接種体制、医療提供体制の整備等について検討し、行動計画の見直しを行うなど、早期に新型インフルエンザ対策の再構築を図ることとする。

平成 22 年 8 月 27 日
厚生労働省

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する厚生労働省の取組について(案)

厚生労働省においては、昨年 4 月に新型インフルエンザ (A/H1N1) が海外で発生して以降、死亡者や重症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に全力で取り組んできた。

こうした中、本年 8 月 10 日、世界保健機関 (WHO) は、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) の流行状況の段階について「ポストパンデミック」とする旨を声明し、日本を含め世界的な状況としては、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。同時に、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めることを勧告した。

厚生労働省としては、こうした WHO の勧告の趣旨や、国内での今年度(2010/2011 シーズン)における再流行の可能性は続いていること、ウイルスによる重症化等のリスクが変わるものではないこと等を踏まえ、引き続き、国内における再流行への警戒を怠らず、まん延予防等に万全を期するものとする。

こうした観点から、厚生労働省では、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた必要な医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、別紙のとおり、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) に係るワクチン接種事業を、今年度は引き続き応急的に行うこととする。

また、ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の

患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行するものとする。

また、今後とも、厚生労働省としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、正確な情報をできるだけ迅速にわかりやすく国民の皆様に提供していくことに努めるものとし、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

(別紙)

平成 22 年度 (2010/2011 シーズン) における
新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について (案)

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ (A/H1N1) について、WHO が若年者を含め重篤化する可能性を警告していることや、ワクチン接種を強く推奨していること等を踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと等を目的として、すべての国民に対して、新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種を引き続き実施する。

- ただし、ワクチンの供給量が十分 (注 1) であると見込まれることから、国と契約を締結した受託医療機関がワクチンを市場から購入する方式にするとともに、優先的に接種する対象者についても定めないこととする (注 2)。
 - (注 1) 本年 11 月までは昨年度からの国在庫の 1 価ワクチンが 7,300 万回分以上あり、さらに今年度の 3 価ワクチンが最大で 2,900 万本 (5,800 万回分) 程度生産される見込み。
 - (注 2) 2009/2010 シーズンにおいては、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、1 歳～小学校低学年に相当する年齢の者、1 歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等、小学校高学年・中学生・高校生に相当する年齢の者、65 歳以上の高齢者について優先的に接種することとされた。

- また、新型 (A/H1N1) と季節性 (A/H3N2 及び B 型) の 3 つの株が混合された 3 価ワクチンが製造・供給されることから、予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に基づく季節性インフルエンザワクチン接種 (二類定期接種) の実施主体である市町村が、接種費用の設定や受託医療機関の確保を行うこととする。

- 低所得者に対する費用助成措置については引き続き実施する。

- ワクチンの安全性・有効性に関する情報提供を行うとともに、ワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 89 号) に基づく救済措置を講じる。

平成 22 年 8 月 27 日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

高病原性鳥由来新型インフルエンザ対策再構築について

1. 目的

国家の危機管理の観点から、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策の経験等を踏まえ、高病原性の鳥由来新型インフルエンザが発生した場合に備え、新型インフルエンザ対策を再構築する。

2. 事項

- (1) 検疫実施空港等の集約化、直行便運航停止、在外邦人支援など、病原性の程度等に応じた水際対策の体制整備
- (2) 社会機能維持のための法令の弾力運用・見直しなど社会・経済機能維持のための条件整備
- (3) ワクチンの接種体制、医療提供体制など国・自治体の体制整備
- (4) 必要に応じ、法整備

3. 体制等

行動計画の見直し等対策の再構築について、内閣官房新型インフルエンザ等対策室、厚生労働省はじめ関係省庁において早急に検討し、関係省庁対策会議で速やかにとりまとめた上、最終的には、閣僚級会合において決定する。

新型インフルエンザ (A/H1N1) に対するこれまでの政府の対処等

月日	事項
(平成21年)	
4月25日(土)	情報連絡室(室長:内閣参事官)設置
	関係省庁対策会議幹事会(全省庁課長級)
4月26日(日)	WHOが声明を発表:「現状は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当」等
	情報連絡室を官邸連絡室(室長:危機管理審議官)に改組
	緊急参集チーム協議:緊急参集チーム協議確認事項を決定
	政府の対処についての総理指示
4月27日(月)	豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合(全閣僚):当面の政府対処方針を決定
	関係省庁対策会議幹事会(課長級)
	WHO緊急委員会
4月28日(火)	WHOがフェーズ4に引き上げ
	厚生労働大臣が、「新型インフルエンザ等感染症」の発生を宣言 官邸連絡室を官邸対策室(室長:内閣危機管理監)へ改組
	緊急参集チーム協議:緊急参集チーム協議確認事項を決定
	新型インフルエンザ対策本部(本部長:内閣総理大臣)設置
	対策本部第1回会合(院内大臣室):「基本的対処方針」を決定
4月30日(木)	WHOがフェーズ5に引き上げ
	対策本部幹事会第1回会合
5月1日(金)	対策本部第2回会合(官邸4階大会議室):「基本的対処方針」を改定
	専門家諮問委員会第1回会合
5月2日(土)	対策本部水際対策関係省庁幹事会(官邸危機管理センター本部室)(内閣官房、外、厚労、防、警、消防):横田基地における疑い事例への対応について
5月4日(月)	対策本部水際対策関係省庁幹事会(官邸危機管理センター本部室)(内閣官房、厚労、防、警、消防、国交、海保、法、財):帰国ラッシュに対応するための検疫体制の増強について
5月9日(土)	成田空港における邦人の感染確認(水際での確認) ~ 本部長(内閣総理大臣)の談話を公表(6:40)
	対策本部水際対策関係省庁幹事会(官邸危機管理センター本部室)(内閣官房、厚労、外、防、警、消防、国交、海保、法、財)
5月13日(水)	専門家諮問委員会第2回会合(持ち回り)
	専門家諮問委員会報告(停留に関する報告)を公表
5月15日(金)	専門家諮問委員会第3回会合
5月16日(土)	兵庫県における邦人の感染確認(国内発生) ~ 本部長(内閣総理大臣)の談話を公表(11:45)
	専門家諮問委員会第4回会合
	対策本部幹事会第2回会合:「確認事項」を決定
5月18日(月)	対策本部第3回会合(官邸4階大会議室):幹事会(16日)の「確認事項」を説明
5月21日(木)	専門家諮問委員会第5回会合
5月22日(金)	対策本部第4回会合(官邸2階小ホール):「基本的対処方針」を改定

6月12日(金)	WHOがフェーズ6に引き上げ ~ 内閣官房長官コメントを公表(6:30)
6月15日(月)	専門家諮問委員会第6回会合
6月16日(火)	専門家諮問委員会第7回会合
6月17日(水)	専門家諮問委員会第8回会合
6月18日(木)	対策本部幹事会第3回会合
8月3日(月)	専門家諮問委員会第9回会合
8月15日(土)	沖縄県における国内初感染者死亡確認 ~ 本部長(内閣総理大臣)の談話を公表(18:30)
8月21日(金)	新型インフルエンザ流行入り(感染研定点観測1.0超)
8月25日(火)	閣僚懇談会:総理より、本格的流行に当たり、関係閣僚に対して早急に対応するよう指示
9月30日(水)	専門家諮問委員会第10回会合
10月1日(木)	対策本部第5回会合(官邸2階小ホール):「基本的対処方針」、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を策定
12月4日(金)	「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」が施行
12月15日(火)	対策本部第6回会合(持回り):「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を改定
(平成22年)	
1月20日(水)	厚生労働省が、輸入ワクチンを特例承認
3月31日(水)	今回の新型インフルエンザの最初の流行(第一波)の沈静化 ~ 厚生労働大臣メッセージ 厚生労働省が、「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」を設置・第1回会合開催
6月3日(木)	WHOが声明を発表:「世界の大部分では最も激しいパンデミック感染期間は脱した」
6月10日(木)	厚生労働省が、「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」の報告書を公表
8月10日(火)	WHOが声明を発表:「世界はフェーズ6を警告する状態ではない。ポストパンデミックの状態に移行してきている。」

新型インフルエンザ（A/H1N1）発生後における各省庁の対応の概要

1. 実施体制と情報収集

- 対策本部、連絡会議等を設置し、方針決定、情報共有等、体制整備(全省庁)
- 世界保健機関(WHO)等国内外の関係機関からの情報収集の強化(厚生労働省、外務省、文部科学省、経済産業省)
- 国内サーベイランスの実施(厚生労働省)

2. 予防・まん延防止

<感染症危険情報の発出等>

- 発生国に対する感染症危険情報の発出(外務省)
- 企業等の海外出張者等に対する注意喚起(経済産業省、環境省、文部科学省、金融庁)

<水際対策>

- 水際対策の実施(検疫の強化、査証審査の厳格化、入国審査の徹底等)(厚生労働省、外務省、法務省、財務省、農林水産省)
- 検疫業務への医師等の派遣(総務省、文部科学省、防衛省)
- 検疫所等関係機関との連携、警戒活動の強化等(国土交通省、警察庁、海上保安庁)

<在外邦人支援>

- 在外邦人への情報提供等(外務省、文部科学省)

<国内での感染拡大防止>

- 発熱相談センター、発熱外来の設置等、地域の保健所等における体制の整備(厚生労働省)
- 学校の臨時休業、大学入試等における追試の実施等の要請(文部科学省)
- 公共交通機関の利用者に対する感染防止の呼びかけ(国土交通省)
- 職場における感染拡大防止対策の実施(全省庁)

3. ワクチン

- 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」に基づくワクチン接種、地方自治体の体制整備(厚生労働省)

4. 医療

- 病床等の確保、診療体制の充実、感染防止対策の強化等、地域における医療提供体制の整備(厚生労働省)
- 検体の検査機関への搬送の協力、医療機関等における警戒活動の実施その他医療活動への支援強化(警察庁)
- 救急隊員、消防職員の感染防止の徹底(消防庁)

5. 抗インフルエンザウイルス薬

- 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給のための体制整備(厚生労働省)
- メキシコに対し、抗インフルエンザウイルス薬を在外邦人用として追加送付(外務省)

6. 情報提供・共有

- 総理メッセージの発出、ホームページ等を通じた情報提供、事業者への注意喚起(全省庁)
- 国民に対する注意喚起、早期受診、早期治療の呼びかけ等(厚生労働省)
- 医師、看護師等の専門家、地方自治体関係者に対する情報提供(厚生労働省)
- 電話相談窓口の設置(厚生労働省、外務省、文部科学省)

7. 社会・経済機能の維持

- 事業者に対する業務継続計画の策定の要請、新型インフルエンザ対策のための相談窓口の設置、説明会の開催等(全省庁)
- 事業者における感染拡大防止対策の実施の要請・支援(全省庁)
- 事業者に対する事業継続に向けた取組の要請(国土交通省、環境省、金融庁)
- 公共交通機関の利用客に対する感染防止の呼びかけ(国土交通省)【再掲】
- 混乱に乗じた犯罪の取締り等社会秩序の維持の確保、悪質事案への対処のための関係機関との連携強化(警察庁)